

重 要 事 項 説 明 書

(認知症対応型通所介護事業所)

1. 事業者

- (1)法人名 一般社団法人 花央
- (2)法人所在地 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦441番地
- (3)電話番号 0956-77-5566
- (4)代表者氏名 濱 田 旭
- (5)設立年月日 平成 23 年 1 月 21 日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 認知症対応型通所介護事業所
- (2)事業所の目的 認知症対応型通所介護
- (3)事業所の名称 認知症対応型通所介護事業所うえんの
- (4)事業所の所在地 長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦441番地
- (5)電話番号 0956-77-5566
- (6)管理者 松原 由美子
- (7)当事業所の運営方針
 - ・認知症対応型通所介護事業所うえんのは、地域に根差し地域と密着し、ご利用者が喜んで参加できる施設を目指します。
 - ・関係市町村、医療機関・福祉機関との密接な連携を図り、ご利用者の立場にたった総合的なサービスを提供できるように努めます。
 - ・職員の質の向上を図り、各種の研修会、講習会及び社内研修に於いて更なる研鑽に努めます。
- (8)開設年月日 平成24年6月1日
- (9)定員 12人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 佐世保市(離島を除く)

(2)営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日
受付時間	8:30～17:30
営業時間	9:00～17:00

4. 職員の配置状況

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管理者	介護福祉士	1名		従業者・業務の管理	1名(兼務)
生活相談員	介護福祉士	1名	1名	調整・相談援助	2名(兼務)
介護職員		1名	3名 以上	健康管理・身体介護 日常生活の援助	4名以上 (兼務含む)
機能訓練指導員	看護師		1名	健康管理・運動機能向 上	1名以上

5.認知症対応型通所介護計画の作成

(1)認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護計画を作成します。

(2)認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

(3)認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得て、当該認知症対応型通所介護計画を交付するものとします。

(4)利用者に対し、認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行い記録します。

6.介護の内容

認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとします。

(1)入浴の介助・見守り

(2)排泄の介助・見守り

(3)日常生活の中での機能訓練

(4)日常生活の中の相談、助言

(5)その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助、要望に応じます。

7.介護等

(1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとします。

(2)利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとします。

(3)利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとします。

8.社会生活上の便宜の提供等

(1)本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとします。

(2)本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとします。

(3)本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとします。

9.衛生管理等

(1)介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3)事業所において感染者が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

③従業者における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10.業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11.虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体的拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

(2)虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底をはかっています。

(4)虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(5)従業者に対して、虐待防止・身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の措置を講じます。

(6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(7)事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明のうえ、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

12.利用料等

(1)指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分である介護報酬告示上の額の1割、2割または3割とします。ただし、法定代理受

領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

(2)利用料金

ア 基本部分（1日につき）

（当事業所に該当するサービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合）

認知症対応型通所介護	介護度	単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
	要介護1	994	9,940円	994円	1,988円	2,982円
	要介護2	1,102	11,020円	1,102円	2,204円	3,306円
	要介護3	1,210	12,100円	1,210円	2,420円	3,630円
	要介護4	1,319	13,190円	1,319円	2,638円	3,957円
	要介護5	1,427	14,270円	1,427円	2,854円	4,281円

（当事業所に該当するサービス提供時間が6時間以上7時間未満の場合）

認知症対応型通所介護	介護度	単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
	要介護1	880	8,800円	880円	1,760円	2,640円
	要介護2	974	9,740円	974円	1,948円	2,922円
	要介護3	1,066	10,660円	1,066円	2,132円	3,198円
	要介護4	1,161	11,610円	1,161円	2,322円	3,483円
	要介護5	1,256	12,560円	1,260円	2,520円	3,780円

（当事業所に該当するサービス提供時間が4時間以上5時間未満の場合）

認知症対応型通所介護	介護度	単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
	要介護1	569	5,690円	569円	1,138円	1,707円
	要介護2	626	6,260円	626円	1,252円	1,878円
	要介護3	684	6,840円	684円	1,368円	2,052円
	要介護4	741	7,410円	741円	1,482円	2,223円
	要介護5	799	7,990円	799円	1,598円	2,397円

イ 加算・減算

加算内容		単位数	費用 総額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
入浴加算（Ⅰ）	1日つき	40	400 円	40 円	80 円	120 円
入浴加算（Ⅱ）	1日つき	55	550 円	55 円	110 円	165 円
同一建物減算	1日につき	△94	△940 円	△94 円	△188 円	△282 円
処遇改善加算等 <令和6年5月末日ご利用分まで>						
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	1日あたりの基本単位数の額と加算をあわせた総単位数に10.4%を加算				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	1日あたりの基本単位数の額と加算をあわせた総単位数に2.4%を加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	1日あたりの基本単位数の額と加算をあわせた総単位数に2.3%を加算				
処遇改善加算等 <令和6年6月1日ご利用分から>						
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	1日あたりの基本単位数の額と加算をあわせた総単位数に17.4%を加算				

介護保険給付の対象とならないサービス

①食事代	昼食 507円 ※ムース食、ゼリー食、嗜好食品等は別途料金がかかります。
②オムツ代	実費負担
③その他	・日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回りの品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

(3)利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、当法人の指定口座へ振り込み又は、本事業所へ持参するものとします。

(4)利用料の算定方法

費用の総額	サービス単位 × 10.00円／単位（円未満切捨て）
保険給付額	費用の総額 × 0.9（円未満切捨て）
	費用の総額 × 0.8（円未満切捨て）
	費用の総額 × 0.7（円未満切捨て）
利用料	費用の総額 － 保険給付額
当該、指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とします。	

(5)前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受けることとします。

(6)尚、指定認知症対応型通所介護の内容及び料金その他の費用の額は事業所の見やすい場所に掲示します。

13.緊急時における対応策

本事業所の従業者は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

14.秘密保持

(1)本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

(2)本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

(3)本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

15.運営推進会議

・事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置します。

・事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定めます。

16.相談、要望、苦情の窓口

認知症対応型通所介護に関する相談、要望、苦情等は生活相談員が事項の窓口までお申し付け下さい。（「利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要」を参照してください。）

サービス相談・苦情等窓口：認知症対応型通所介護 うえんの

電話番号 0956-77-5566

担当 松原 由美子

（受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時）

相談・苦情等その他の窓口：佐世保市役所 長寿社会課

（佐世保市八幡町 1-10 電話：0956-24-1111）

長崎県国民健康保険連合会

（長崎市今博多町 8-2 電話：095-826-7293）

緊急連絡先	
氏名	
住所	〒
電話番号	
続柄	
主治医	
病院又は診療所名	しかまち心療内科
医師名	浜田 旭 医師
住所	長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦446番地1
電話番号	0956-77-5656

17,重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	
(事業者名)	認知症対応型通所介護 うえんの
(介護保険事業所番号)	4290200817
(所在地)	長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦 441 番地
(法人名)	一般社団法人花央
(責任者)	代表理事 濱田 旭
(説明者)	松原 由美子

私は重要事項について説明を受け、同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

(利用者)	_____
上記署名は	_____ (続柄) が代行しました。